

長野県がん対策推進協議会作業部会開催要綱

(趣旨)

第1 第8次長野県保健医療計画及び第4期長野県がん対策推進計画（以下、「第8次長野県保健医療計画等」という。）を策定する上で有識者等からの意見を聴くため、長野県がん対策推進協議会作業部会（以下、「作業部会」という。）を開催する。

なお、作業部会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による、法律又は条例により設置された附属機関でない。

(会議事項)

第2 作業部会は、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 第8次長野県保健医療計画等に記載する内容
- (2) その他第8次長野県保健医療計画等の策定に必要な事項

(構成員)

第3 作業部会の構成員は、別表のとおりとする。

(座長)

第4 作業部会に座長を置く。

(開催時期)

第5 作業部会は、令和6年3月31日までの間、開催するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。